（解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正）

第三条　解体工事業に係る登録等に関する省令（平成十三年国土交通省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

別記様式第七号中「40センチメートル」を「35センチメートル」に、「2 5センチメートル」を「3 5センチメートル」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

訓　令

○外務省訓令第十六号

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十七日

外務大臣　玄葉光一郎

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令

領事官の管轄区域を定める訓令（昭和二十九年外務省訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表アジアの項中

在ジャカルタ日本国総領事	インドネシア（在スラバヤ、在デンパサール及び在メダンの各総領事の管轄に属する地域を除く。）

を、

在インドネシア日本国大使（外務省設置法第十条第三項による職務）	インドネシア（在スラバヤ、在デンパサール及び在メダンの各総領事の管轄に属する地域を除く。）

に改め、

在マニラ日本国総領事	フィリピン

を削り、

別表大洋州の項中

在ポートモレスビー日本国総領事	パプアニューギニア

を削り、

別表中南米の項中

在リマ日本国総領事	ペルー

を削り、

別表欧州の項中

在ミラノ日本国総領事	ロンバルディア州、ピエモンテ州、リグリア州、ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ベネチア・ジュリア州、ベネト州、エミリア＝ロマーニャ州

を、

在ミラノ日本国総領事	ロンバルディア州、ピエモンテ州、リグリア州、ヴァッレ・ダオスタ州、トレンティーノ＝アルト・アディジェ州、フリウリ＝ベネチア・ジュリア州、ベネト州、エミリア＝ロマーニャ州
在英国日本国大使（外務省設置法第十条第三項による職務）	英国及びその属領（植民地、保護領及び保護国を含む。）ただし、他の領事官の管轄に属する地域を除く。

に改め、

在ロンドン日本国総領事	英国及びその属領（植民地、保護領及び保護国を含む。）ただし、他の領事官の管轄に属する地域を除く。

を削る。

附　則

この訓令は、平成二十四年一月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第五百七十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十三年十二月二十七日

総務大臣　川端　達夫

政党

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
公明党	支部の数	四三三	四三六	二三、六、三

（解散した支部の名称）

公明党中之島総支部

公明党大手前総支部

公明党参議院比例区第9総支部

異動事項	新	旧	届出年月日
支部の名称	公明党南信総支部	公明党飯田総支部	二三、六、三
支部の主たる事務所の所在地	愛知県春日井市大留町七―一三―二七	愛知県春日井市大留町七三―一	二三、六、三
	愛知県岡崎市中町一―三―二	愛知県岡崎市元欠町二―四―二	二三、六、三
	東京都北区赤羽南二―一一―一八	東京都北区王子二―二七―一	二三、六、三
	東京都足立区中央本町四―一―一	東京都足立区舎人五―八―一一	二三、六、三
	岩手県二戸市下斗米字十文字六四―二	岩手県盛岡市東仙北二―一一―八	二三、六、三
	山口県岩国市門前町二―六〇―一〇	山口県岩国市海土路町二―五六―二四	二三、六、三
	東京都墨田区文花二―一六―一〇	東京都墨田区文花二―一六―五	二三、六、三